

新潟県貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第32号

新潟県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県貸金業法施行細則（昭和58年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(閲覧場所) 第4条 法第9条に規定する貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、 <u>産業労働観光部産業政策課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。	(閲覧場所) 第4条 法第9条に規定する貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、 <u>産業労働観光部商業振興課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。